

花 葛 蒲 ノ 會 会 報

最高裁へ「上告受理申請書」等を提出

会報第十七号で東京高裁の不本意な判決とその問題点につき解説しました。今般八月十四日に芦原理事を申立人として「上告受理申立理由書」「上告申立書」が提出されました。この書面の主要な主張点を解説してみたいと思ひます。

最高裁への上告とは

最高裁は上告を受理する理由を限定してゐます。

①控訴審判決に憲法解釈の誤りや憲法違反があること。

②判決に理由を付せず、理由に食ひ違ひがあること。

③ハードルの高い作業となるので、このほか、最高裁は、

③原判決について判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むこと。

を理由とする場合にも受理することができまので、この点も含めての理由書の作成がなされました。

基本的な姿勢

高裁判決は、宗教団体としての「神社本廳」の本質に係はらうとせず、宗教法人としての「神社本庁」のみに着目し、そのた

め法人規則である「庁規」の上位規定に「憲章」や「役員規程」があることを看過してゐます。

そして統理の総長指名が、宗教団体「神社本廳」の「総長」選任であつて、宗教法人の代表役員選任の行為ではないことを理解してゐません。

そのために、「本件訴訟で争はれてゐるのは、宗教法人としての総長の地位であるから、庁規の定めによって規律される」として統理指名の総長の立場を一蹴してしまひました。

しかし、法人の代表役員の地位の前提としては、宗教団体としての総長の選任が、宗教団体の定める手続きに則つてなされたかどうかの判断基準によるべきであります。



令和5年
8月25日
第18号

高裁（地裁も）判決はこのことにつき言及することなく、判断を誤つてゐます。

現在、統理の信任を得られない者が総長・代表役員として庁務を執行するといふ異常事態になつてゐますが、これは宗教団体としての自治・自律を阻害するもので、裁判所の判決がこれを容認してゐることは、裁判所による「神社本廳」の「信教の自由」侵害といふ憲法違反とも言へるものとなります。

かうした趣旨が上告の主たる理由となります。

宗教法人法十八條六項の解釈

宗教法人法十八條二項では、「別段の定め」がないかぎり代表役員は責任役員の一選としてゐます。しかし「庁規」は「別段の定め」を設けて、宗教団体「神社本廳」の「総長」をあてると定めてゐます。

「役員規程」では統理と理事からなる審議機関である「役員会」の議を経て、最終的に統理が指名することが定められてゐます。

宗教法人「神社本庁」の「責任役員会」は統理は含まず、責

任役員のみで構成されますので、この「総長」指名の役員会は、宗教法人の「責任役員会」とは別物なのです。

しかし高裁判決は、代表役員の地位は「庁規」によって規律されるべきとし、「議を経て」は「決議」の意味であり、「統理が宗教団体内部において実質的な地位・権威を有するか否かに関はらない」とさへ表現して、統理の権威よりも法人役員が優先するとの解釈で判決を下したのです。

統理の権威も、宗教団体としての「役員会」の意義も否定する判決なのです。

ですが宗教法人法十八條六項には以下の規定があります。

6 代表役員及び責任役員は、宗教法人の事務に関する権限は、当該役員が宗教上の機能に對するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

「総長」の選任は、「憲章」に準拠する「役員規程」によるもので、宗教団体としての「神社本廳」の宗教上の機能としてなされるものです。

世俗的事項を扱ふ法人組織の決定をもつて、宗教団体の宗教機能を支配させるといふ、まさに、この6項に違反した判決と云はざるを得ません。

また同条5項には、代表役員・責任役員は「宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、……業務及び事業の適切な運営をはかり」とあって、これを遵守すれば「憲章」と「役員規程」による「総長」選任がなされることが当然であり、また統理の指名には、「慣習・伝統」のもとになされることが必然であります。

責任役員の多数決などといふ伝統も慣習もあるわけはありません。

上告理由書等では、高裁判決はこのことを考慮に入れておらず、法人法の解釈を誤ってゐると、指摘してゐます。

最高裁の判例にも違反

最高裁の昭和五五年四月十日の判例に（寺の住職が代表役員の地位にあるかどうかの判決）、

「宗教団体内部の宗教活動上の地位にあるものが、規則上責任役員・代表役員となるとされる場合、裁判所はそのものが宗教活動上の地位を有するかどうかを判断することができるし、またそうしなければならぬといふべき」としたものがあります。

高裁判決は、庁規の規定のみから総長選任方法を論じてゐますが、統理は宗教団体「神社本

廳」の「総長」を指名したのであって、当然、「憲章」の下の「役員規程」や慣例により、「宗教活動上の地位」にあると指名したもののなのです。

この判例によれば、宗教団体の自治権を尊重し、「役員規程」の手続きが有効であることを審理・判断することをしてゐないこの高裁判決は、判例違反の判決であつて不当なものとするのです。

是非、最高裁は統理の指名が有効であることを、明確に判示してほしいものです。

宗教法人法八十五条違反

宗教法人法八十五条は

この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役員員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

といふものです。

高裁判決は、法人規則「庁規」の規定する責任役員会が多数決で代表役員総長を決定すれば、それが宗教団体において統理を

補佐する総長になるといふ意味になります。

これは宗教団体と宗教法人の立場を逆転させるもので、宗教上の役職（総長）の任免について裁判所が勧告・誘導・干渉することになり、法律違反の判決であるのです。

上告理由のその他詳細は省きますが、主要な論点を説明させていただきます。

個々の神社の「神社規則」に

酷暑の八月十五日を迎へて

本年の八月十五日は、関東では酷暑、また関西方面は台風通過といふ状況でした。近年、テレビ報道などでは終戦の玉音放送に触れることが少なくなつたやうな気がしますがいかがでせう。

また、触れられる場合でも「耐へ難きを耐へ……」の部分に印象にのこるやうな報道が多いやうですが、「ここに国体を護持し得て、忠良なるなんじ臣民の赤誠に信倚し」「確く神州の不滅を信じ、任重くして道遠きを念ひ、総力を将来の建設に傾け、道義を篤くし、志操を鞏くし」の部分が必要でせう。

戦後、神社本廳の設立は、道が遠くとも神州の不滅の信念で国体の護持と、その基幹ともなる神宮・神社を未来永劫に存続させることを期してゐたものであつたと存じます。

神道指令とその後の宗教法人令（さらにはその後の宗教法人法）のもとで、これを遵守はしつつも、ある意味で「耐へ難きを耐へ」つつも本来の「神国日本」の存続を目指してきたはずで

しかし、「宗教法人の役員会の多数決が正しい民主主義」といふ理論は、まるでGHQ・マッカーサーの理論ではありませんか。この態度では神社本廳の根本姿勢が亡失してしまひます。職舎売却等の責任問題に加へて、本廳の根幹に関はる重大問題が底辺にはあるのです。

米国の占領が未だに続いてゐると発言する言論人もありますが、神社本廳が「神道指令の亡霊」にとりつかれてはなりません。戦後レジームにUターンしては神社の未来はありません。

おいても、統理に任命された「宮司」が代表役員となること定められてゐます。

もし、こんな高裁判決が確定してしまふと、統理の任命よりも責任役員会の多数決が合法だとして、不適格な人材が代表役員になり神社を混乱させる事態も発生しかねません。

単に神社本廳の人事の問題ではなく、神社界全体の問題でもあることをご理解ください。